

## 災害見舞金要綱

( 目的 )

第1条 この要綱は、会員施設等が地震、風水害、土砂崩れ等の自然災害及び火災等により被害を受けた場合、その被害程度により支給する災害見舞金について規定することを目的とする。

( 災害見舞金の対象施設等 )

第2条 災害見舞金は、被害を受けた会員施設・事業所に対して支給する。

( 災害見舞金の額 )

第3条 災害見舞金の額は、別表により支給する。

2 被害の程度が別表により難しい場合は、災害対策委員会で協議し、災害見舞金額を決定する。

( 被害の認定 )

第4条 被害の認定は、災害対策委員会で行う。

2 被害の認定は、修繕経費等により認定する。但し、これによりがたい場合には、災害対策委員会で協議し、認定する。

3 前各項の規定に拘わらず、急を要し災害対策委員会を開催することが困難なときは、正副会長で協議し認定する。この場合、後日災害対策委員会に報告する。

( 会員外施設等への災害見舞金 )

第5条 会員施設等以外への災害見舞金については、前各条にかかわらず支給の可否及び災害見舞金額は、災害対策委員会で協議の上決定する。

2 前項の規定に拘わらず、急を要し災害対策委員会を開催することが困難なときは、正副会長で協議し災害見舞金額を決定する。この場合、後日災害対策委員会に報告する。

3 会員外の施設等に対する災害見舞金は、その施設等が所属する団体に対して支給する。

附 則

1 この規定は、令和2年12月1日から施行する。

別表

被害額	見舞金額
1,000万円以上	20万円
500万円以上～1,000万円未満	10万円
300万円以上～500万円未満	5万円